

# 平成23年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 縮 減 ）

|           |  |            |
|-----------|--|------------|
| No        | 1  | 府省庁名 国土交通省 |
| 対象税目      | 個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> 事業所税 その他（ ）   |            |
| 見直し項目名    | 環境にやさしい鉄道の利用促進及び省エネルギーに資する旅客用新規鉄道車両に係る課税標準の特例措置の縮減   |            |
| 見直し内容(概要) | <p>本特例は、これまで、(イ) 最高速度を5 km/h以上向上、(ロ) 加速度等の向上、(ハ) 速度制御方式の改良、(ニ) 重量の1/8以上減少、(ホ) 電力回生ブレーキの導入の要件のうち、いずれか一つに該当する車両への更新であれば、適用の対象となっていた。</p> <p>しかしながら、今後は要件の絞り込みを行うこととし、電車については速度制御方式の中でも省エネルギー性に優れたVVFインバータ制御と電力回生ブレーキの双方を備えた車両、気動車については高効率内燃機関を備えた車両への更新に限って特例の適用対象とする。</p> <p>なお、既にVVFインバータ制御を備えた車両や既に高効率内燃機関を備えた車両からの更新については、一定の低炭素化が進んでおり、更なる低炭素化の効果が限られることを踏まえ、特例の適用を認めないこととする。</p> <p>また、新線開業、輸送力補強に伴う増備車両については、現行どおり特例の適用対象とする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; margin: 0;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">既存の要件</span></p> <p style="margin: 5px 0;">以下のいずれか一つに該当する車両への更新であれば適用</p> <p style="margin: 5px 0;">〈利用者利便の向上〉</p> <p style="margin: 5px 0;">(イ) 最高速度を5 km/h以上向上</p> <p style="margin: 5px 0;">(ロ) 加速度の向上</p> <p style="margin: 5px 0;">〈省エネルギー化〉</p> <p style="margin: 5px 0;">(ハ) 速度制御方式の改良</p> <p style="margin: 5px 0;">(ニ) 重量の1/8以上減少</p> <p style="margin: 5px 0;">(ホ) 電力回生ブレーキの導入</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; margin: 0;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">見直し後の要件</span></p> <p style="margin: 5px 0;">以下に該当すれば適用</p> <p style="margin: 5px 0;">〈電車〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ VVF インバータ制御と電力回生ブレーキの双方を備えた車両への更新</li> <li>※ただし、既にVVFインバータ制御を備えた車両からの更新は適用外</li> </ul> <p style="margin: 5px 0;">〈気動車〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高効率内燃機関を備えた車両への更新</li> <li>※ただし、既に高効率内燃機関を備えた車両からの更新は適用外</li> </ul> </div> </div> |            |
| 〔関係条文〕    | 〔 地方税法附則第15条第29項、地方税法施行令附則第11条第39項、<br>地方税法施行規則附則第6条第56項 〕   |            |
| 増収見込額     | ① +120      ② (▲869)      (単位：百万円)   |            |
| 廃止又は縮減の理由 | 地球温暖化対策基本法案に盛り込まれたとおり、2020年時点で温室効果ガスを1990年比25%削減するという極めて高い目標に対応して低炭素化を更に進めていくことが、鉄道分野においても喫緊の課題となることが考えられ、より効果的な取り組みを進めていかなければならない状況にあるため。   |            |